

担当部署: 産業課

処分の概要	火入れの許可
法 令 名根 拠条項	森林法 第21条第1項
法令番号	昭和26年法律第249号

# 【基準】

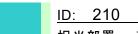
法第21条第1項及び第2項の規定による。

(火入れ)

- 第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の 土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示すると ころに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れを する場合は、この限りでない。
- 2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。
  - (1) 造林のための地ごしらえ
  - (2) 開墾準備
  - (3) 害虫駆除
  - (4) 焼畑
  - (5) 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの

標準処理期間		15日
	備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	 月	日	
------------------	---------	---	-------	---	--



担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b> 森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木 採の許可	
法 令 名根 拠条項	森林法 第49条第1項
法令番号	昭和26年法律第249号

# 【基準】

法第49条第1項の規定による。

(立入調査等)

第49条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b> 森林病害虫等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可	
法 令 名 根 拠 条 項	森林法 第49条第6項
法令番号	昭和26年法律第249号

# 【基準】

法第49条第6項の規定による。

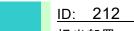
(立入調査等)

# 第49条

6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルス が森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要が あるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合に は、第2項から前項までの規定を準用する。

標準処理期間 15日

備考



担当部署: 危機管理課

処分の概要	船難報告書の認証
法 令 名 根 拠 条 項	水難救護法 第10条第2項
法令番号	明治32年法律第95号

# 【基準】

法第10条第2項の規定による。

- 第10条 船長ハ遭難後遅滞ナク船難報告書ヲ作リ市町村長ニ差出スヘシ但シ船舶国籍証書ノ 交付ヲ申請スルコトヲ要セサル船舶又ハ湖川港湾ノミヲ限リ航行スル船舶ノ遭難ニ付テハ 此ノ限ニアラス
- ② 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査シ相当ト認ムルトキハ船長ノ請求ニ依リ認証ヲ与フヘシ
- ③ 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査スル為船内書類ノ提出ヲ命シ又ハ船員、旅客其ノ他船中ニ在リタル者ヲ呼出シ訊問ヲ為スコトヲ得

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日



担当部署: 危機管理課

処分の概要	救護費用支給の申立に係る費用の決定
法 令 名根 拠条項	水難救護法 第15条第1項
法令番号	明治32年法律第95号

# 【基準】

法第15条第1項の規定による。

- 第15条 救護費用ノ金額ハ命令ノ規定ニ依リ市町村長之ヲ定ム
- ② 市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ
- ③ 遭難船舶ノ所在地船籍港ナルトキ又ハ船長在ラサルトキハ前項ノ告知ハ船舶所有者ニ之 ヲ為スヘシ

標準処	1.理期間	30日	
備考			



担当部署: 危機管理課

処分の概要	売却、抵当及び質入れの為の認可
法 令 名 根 拠 条 項	水難救護法 第16条第4項
法令番号	明治32年法律第95号

# 【基準】

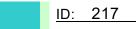
法第16条第4項の規定による。

# 第16条第4項

④ 市町村長ノ保管スル船舶又ハ積荷ヲ売却シ抵当ト為シ又ハ質入セントスルトキハ市町村長ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ市町村長必要アリト認ムルトキハ之ニ立会フヘシ

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 総務政策課

 処分の概要
 生産緑地地区内の行為の制限に対する許可

 法 令 名 根拠条項
 生産緑地法 第8条第1項

 法 令 番 号
 昭和49年法律第68号

## 【基準】

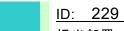
法第8条第1項及び第2項の規定による。

(生産緑地地区内における行為の制限)

- 第8条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
  - (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
  - (2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
  - (3) 水面の埋立て又は干拓
- 2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。
  - (1) 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの
    - イ 農産物、林産物又は水産物(以下この項において「農産物等」という。)の生産又は集 荷の用に供する施設
    - ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
    - ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設
    - ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設
  - (2) 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、 当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定め る基準に適合するもの
    - イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設
    - ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の 販売の用に供する施設
    - ハ イの農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、政令で定める施設

標準処	<b>L理期間</b>	30日	
備考			

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	測量標の移転の請求(公共測量)
法 令 名 根 拠 条 項	測量法 第39条において準用する第24条第1項
法令番号	昭和24年法律第188号

## 【基準】

準用する法第24条の規定による。

(測量標の移転の請求)

- 第24条 基本測量の永久標識又は一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為 を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載し た書面をもつて、国土地理院の長に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することがで きる。
- 2 前項の規定による請求(国又は都道府県が行うものを除く。)は、当該永久標識又は一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該請求に係る事項に関する意見を付して、国土地理院の長に送付するものとする。
- 3 国土地理院の長は、第1項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又は一時標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による永久標識又は一時標識の移転に要した費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。

標準処理期間 30日

備考

	設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
--	-------	----------	---------	---	---	---	--



担当部署: 建設課\_\_\_\_

処分の概要	測量成果の複製の承認(公共測量)
法 令 名 根 拠 条 項	測量法 第43条
法令番号	昭和24年法律第188号

# 【基準】

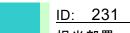
法第43条の規定による。

(測量成果の複製)

第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	測量成果の使用の承認(公共測量)
法 令 名 根 拠 条 項	測量法 第44条第1項
法令番号	昭和24年法律第188号

## 【基準】

法第44条の規定による。

(測量成果の使用)

- 第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量 成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。
- 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
  - (1) 申請手続が法令に違反していること。
  - (2) 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
- 3 第1項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の 測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

**標準処理期間** 30 日

備考



処分の概要宅地造成工事規制区域の指定に係る測量又は調査のための障害物の伐除の許可法令名根拠条項宅地造成等規制法 第5条第1項法令番号昭和36年法律第191号

## 【基準】

法第5条第1項の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第5条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

標準処理期間

30日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	職員団体の登録
法 令 名 根 拠 条 項	地方公務員法 第53条第5項
法令番号	昭和25年法律第261号

## 【基準】

法第53条第2項から第5項までの規定による。その他条例の定めによる。 (職員団体の登録)

#### 第53条

- 2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 名称
  - (2) 目的及び業務
  - (3) 主たる事務所の所在地
  - (4) 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
  - (5) 理事その他の役員に関する規定
  - (6) 第3項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
  - (7) 経費及び会計に関する規定
  - (8) 他の職員団体との連合に関する規定
  - (9) 規約の変更に関する規定
  - (10) 解散に関する規定
- 3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。
- 5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前3項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第1項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

		木曽岬町	法適用申請	青に対する処分個票
<b>海维加理物则</b>	20 日			
標準処理期間	30日			
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月 日



担当部署: 総務政策課

処分の概要	行政財産の使用許可
法 令 名 根 拠 条 項	地方自治法 第238条の4第7項
法令番号	昭和22年法律第67号

# 【基準】

法第238条の4第7項の規定による。

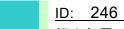
(行政財産の管理及び処分)

# 第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

標準処理期間	15日
--------	-----

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	地縁による団体の認可
法令名根拠条項	地方自治法 第260条の2第1項
法令番号	昭和22年法律第67号

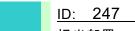
# 【基準】

法第260条の2第1項及び第2項の規定による。

- 第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体 の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
  - (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。
  - (2) その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。
  - (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
  - (4) 規約を定めていること。

標準処理期間	60日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月	日



担当部署: 総務政策課

処分の概要	告示事項に関する証明書の交付
法 令 名 根 拠 条 項	地方自治法 第260条の2第12項
法令番号	昭和22年法律第67号

# 【基準】

法第260条の2第12項の規定による。

12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

標準処理期間 15

15日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	地縁による団体の規約の変更の認可
法令名根拠条項	地方自治法 第260条の3第2項
法令番号	昭和22年法律第67号

# 【基準】

法第260条の3の規定による。

- 第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	要 地縁による団体の解散後の財産の処分の認可	
法 令 名 根 拠 条 項	地方自治法 第260条の31第2項	
法令番号	昭和22年法律第67号	

# 【基準】

法第260条の31の規定による。

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- 3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

標準処理期間	50日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



担当部署: 総務政策課

処分の概要	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	
法令名根拠条項	地方自治法施行令 第91条第2項	
法令番号	昭和22年政令第16号	

# 【基準】

政令第91条第2項の規定による。

#### 第91条

2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標準処理期間 15日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	事務の監査の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	
法 令 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第99条	
法令番号	昭和22年政令第16号	

# 【基準】

準用する政令第91条第2項の規定による。

#### 第91条

2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標準処理期間

15日

備考

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 総務政策課

処分の概要	議会の解散の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	
法 令 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第100条	
法令番号	昭和22年政令第16号	

# 【基準】

準用する政令第91条第2項の規定による。

#### 第91条

2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標準処理期間 15日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認
法令名根拠条項	地方自治法施行令 第107条第3項
法令番号	昭和22年政令第16号

# 【基準】

政令第107条第3項の規定による。

#### 第107条

3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	
法 令 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第110条	
法令番号	昭和22年政令第16号	

# 【基準】

準用する政令第91条第2項の規定による。

#### 第91条

2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標準処理期間 15日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)
法 令 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第113条
法令番号	昭和22年政令第16号

# 【基準】

準用する政令第107条第3項の規定による。

#### 第107条

3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	
法 令 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第116条	
法令番号	昭和22年政令第16号	

# 【基準】

準用する政令第91条第2項の規定による。

#### 第91条

2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標準処理期間

15日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	
法 令 名根 拠条項	地方自治法施行令 第116条の2	
法令番号	昭和22年政令第16号	

# 【基準】

準用する政令第107条第3項の規定による。

#### 第107条

3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第116条の2・第107条第3項の準用)	
法令名根拠条項	地方自治法施行令 第120条	
法令番号	昭和22年政令第16号	

# 【基準】

準用する政令第116条の2において準用する政令第107条第3項の規定による。

#### 第107条

3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	副知事等の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	
法令名根拠条項	地方自治法施行令 第121条	
法令番号	昭和22年政令第16号	

# 【基準】

準用する政令第91条第2項の規定による。

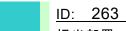
2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選 挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるか どうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その 旨を告示しなければならない。

標準処理期間

15日

備考

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--



処分の概要道路管理者以外の者が行う工事の承認法 令 名 根 拠 条 項道路法 第24条法 令 番 号昭和27年法律第180号

## 【基準】

法第24条の規定による。

(道路管理者以外の者の行う工事)

第24条 道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項から第8項まで、第19条から第22条の2まで、第48条の19第1項又は第48条の22第1項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

### 政令第3条

(道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)

第3条 法第24条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止 するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維 持とする。

道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設 省道政発第49号)参照

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	道路の占用の許可
法 令 名根 拠条項	道路法 第32条第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

## 【基準】

法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
  - (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
  - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
  - (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
  - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
  - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
  - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作 物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者 に提出しなければならない。
  - (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
  - (2) 道路の占用の期間
  - (3) 道路の占用の場所
  - (4) 工作物、物件又は施設の構造
  - (5) 工事実施の方法
  - (6) 工事の時期
  - (7) 道路の復旧方法

## (道路の占用の許可基準)

- 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路 の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号ま でに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の 許可を与えることができる。
- 2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもの のための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与 えることができる。
  - (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
  - (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道 又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これら

の道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

- (3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)
- (4) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯 その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この 号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定 める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非 営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他 の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設け るもの
- (5) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- 3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進 誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
- 6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について(平成11年7月 26日)建設省道利第3号)参照

標準処理期間

30日

備考

処分の概要	道路の占用の変更の許可
法 令 名根 拠条項	道路法 第32条第3項
法令番号	昭和27年法律第180号

## 【基準】

法第32条第1項の道路の占用の許可と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
  - (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
  - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
  - (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
  - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
  - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
  - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作 物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者 に提出しなければならない。
  - (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
  - (2) 道路の占用の期間
  - (3) 道路の占用の場所
  - (4) 工作物、物件又は施設の構造
  - (5) 工事実施の方法
  - (6) 工事の時期
  - (7) 道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

- 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路 の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号ま でに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の 許可を与えることができる。
- 2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもの のための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与 えることができる。
  - (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
  - (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道

又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

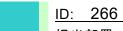
- (3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)
- (4) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯 その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この 号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定 める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非 営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他 の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設け るもの
- (5) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- 3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
- 6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

標準処理期間

30日

備考

 設 定 年 月 日
 令和 3 年 4 月 1 日
 最終変更年月日
 年
 月
 日



処分の概要限度超過車両の通行許可法 令 名 根拠条項道路法 第47条の2第1項法 令 番 号昭和27年法律第180号

## 【基準】

法第47条の2第1項の規定による。

(限度超過車両の通行の許可等)

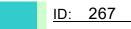
第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両(次条第1項及び第72条の2第2項において「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。

車両の通行の制限について(昭和53年12月1日建設省道交発第96号)

特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について(昭和53年12月1日建設省道交 発第97号)参照

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	自動車専用道路との連結の許可
法 令 名根 拠条項	道路法 第48条の5第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

## 【基準】

法第48条の5第1項及び第2項の規定による。

(連結許可等)

- 第48条の5 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。
- 2 自動車専用道路の道路管理者(次項及び第48条の7から第48条の10までにおいて単に「道路管理者」という。)は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第48条の3ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。
  - (1) 前条第1号に掲げる施設 当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。
  - (2) 前条第2号から第4号までに掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国 土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

自動車専用道路への通路等の連結許可基準について(昭和39年10月13日建設省道発第407号)参照

標準処理期間	30日

備考

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--



担当部署: 建設課

処分の概要	自動車専用道路との連結の変更許可
法令名根拠条項	道路法 第48条の5第3項
法令番号	昭和27年法律第180号

# 【基準】

法第48条の5第3項の規定による。

(連結許可等)

# 第48条の5

3 連結許可を受けた前条第2号から第4号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

標準処理期間 30日

備考



 処分の概要
 区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可

 法 令 名 根拠条項
 道路法 第91条第1項

 法 令 番号
 昭和27年法律第180号

#### 【基準】

法第91条第1項の規定による。

(道路予定区域)

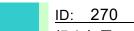
第91条 第18条第1項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第96条第5項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設 省道政発第49号)参照

標準処理期間

30日

備考



処分の概要	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可(第32条第1項及び第3項の準用)
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第91条第2項
法令番号	昭和27年法律第180号

#### 【基準】

準用する法第32条第1項及び第3項と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
  - (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
  - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
  - (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
  - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
  - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
  - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作 物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者 に提出しなければならない。
  - (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
  - (2) 道路の占用の期間
  - (3) 道路の占用の場所
  - (4) 工作物、物件又は施設の構造
  - (5) 工事実施の方法
  - (6) 工事の時期
  - (7) 道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

- 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路 の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号ま でに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の 許可を与えることができる。
- 2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもの のための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与 えることができる。
  - (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
  - (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道

又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

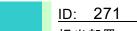
- (3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)
- (4) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯 その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この 号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定 める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非 営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他 の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設け るもの
- (5) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- 3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
- 6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

標準処理期間

30日

備考

 設 定 年 月 日
 令和 3 年 4 月 1 日
 最終変更年月日
 年
 月
 日



担当部署: 産業課

処分の概要	農業経営の改善及び安定のための計画の認定	
法 令 名 根 拠 条 項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法 律 第5条	
法令番号	平成5年法律第72号	

#### 【基準】

法第5条の規定による。

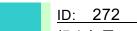
(農業経営の改善及び安定のための計画の認定)

第5条 基盤整備計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施びに当該措置の実施に必要な施設(農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員(以下「参加構成員」という。)の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

標準処理期間

30日

備考



担当部署: 産業課

処分の概要	要農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定	
法 令 名 根 拠 条 項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法 律 第7条	
法令番号	平成5年法律第72号	

## 【基準】

法第7条の規定による。

(農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定)

第7条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画(以下「事業計画」という。)が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

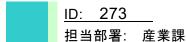
省令第5条の規定による。

(農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定基準)

第5条 法第7条の主務省令で定める基準は、当該農林業等活性化基盤施設設置事業計画の達成されることが確実であることとする。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	特定農地貸付けに関する承認
法 令 名 根 拠 条 項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第3条第3項
法令番号	平成元年法律第58号

#### 【基準】

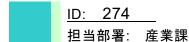
法第3条の規定による。

(特定農地貸付けの承認)

- 第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあっては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。
- 2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積
  - (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法
  - (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件
  - (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法
  - (5) その他農林水産省令で定める事項
- 3 農業委員会は、第1項の承認の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該 当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。
  - (1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。) の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。
  - (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
  - (3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
  - (4) その他政令で定める基準に適合するものであること。
- 4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--



処分の概要	特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準用)			
法 令 名 根 拠 条 項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第1項			
法令番号	平成元年政令第258号			

#### 【基準】

準用する法第3条第3項と同様に法第3条の規定による。

(特定農地貸付けの承認)

- 第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあっては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。
- 2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積
  - (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法
  - (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件
  - (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法
  - (5) その他農林水産省令で定める事項
- 3 農業委員会は、第1項の承認の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該 当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。
  - (1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。) の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。
  - (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
  - (3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
  - (4) その他政令で定める基準に適合するものであること。
- 4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--



ID: 275

担当部署: 建設課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助
法 令 名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第12条
法令番号	平成5年法律第52号

## 【基準】

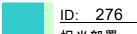
法第12条の規定による。

(建設に要する費用の補助)

- 第12条 地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の一部 を補助することができる。
- 2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

標準処理期間	30日

備考



処分の概要	家賃の減額に要する費用の補助
法 令 名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第15条
法令番号	平成5年法律第52号

## 【基準】

法第15条の規定による。

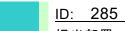
(家賃の減額に要する費用の補助)

- 第15条 地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を図る ため特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、当該認定事業者に対し、その減額 に要する費用の一部を補助することができる。
- 2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

<b>標準処理期間</b> 30 日	
--------------------	--

備考

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第5条第2項
法令番号	昭和31年法律第79号

#### 【基準】

法第5条第1項及び第2項の規定による。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

- 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
  - (1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
  - (2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

**標準処理期間** 30 日

備考

**処分の概要** 都市公園の占用許可

法令名根拠条項

都市公園法 第6条第1項

法 令 番 号 昭和31年法律第79号

## 【基準】

法第6条及び第7条の規定による。

(都市公園の占用の許可)

- 第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載 した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更 が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、こ の限りでない。
- 4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
- 第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設 が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼ さず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合 する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。
  - (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
  - (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
  - (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
  - (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
  - (5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
  - (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設
- 2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月	月	



処分の概要 都市公園の占用許可の変更
 法 令 名 根 拠 条 項
 法 令 番 号 昭和31年法律第79号

#### 【基準】

法第6条第1項の許可の基準と同様に法第6条及び第7条の規定による。

(都市公園の占用の許可)

- 第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載 した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更 が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、こ の限りでない。
- 4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
- 第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設 が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼ さず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合 する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。
  - (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
  - (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
  - (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
  - (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
  - (5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
  - (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設
- 2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月	月	



処分の概要	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可 (第5条の準用)
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第33条第4項
法令番号	昭和31年法律第79号

## 【基準】

準用する法第5条第1項及び第2項の規定による。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

- 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
  - (1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
  - (2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

標準処理期間	30日
--------	-----

備考

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要 公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)
 法 令 名 根拠条項 都市公園法 第33条第4項
 法 令 番 号 昭和31年法律第79号

#### 【基準】

準用する法第6条及び第7条の規定による。

(都市公園の占用の許可)

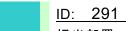
- 第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で 定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載 した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更 が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、こ の限りでない。
- 4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
- 第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設 が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼ さず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合 する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。
  - (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
  - (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
  - (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
  - (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
  - (5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
  - (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設
- 2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月	月	



処分の概要	施行地区内の権利の処分の承認
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第70条第2項
法令番号	昭和44年法律第38号

## 【基準】

法第70条第1項から第3項までの規定による。

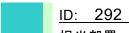
(権利変換手続開始の登記)

- 第70条 施行者は、第60条第2項各号に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施 行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利変換手 続開始の登記を申請し、又は嘱託しなければならない。
- 2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する 者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、国土交通省令で 定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。
- 3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第 75号・建設省住街発第73号)参照

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--



処分の概要	建築計画変更の承認
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第99条の7
法令番号	昭和44年法律第38号

## 【基準】

法第99条の7の規定による。

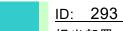
(建築計画の変更)

第99条の7 特定建築者は、建築計画に従い当該特定施設建築物を建築することができないや むを得ない事情があるときは、事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内において、施行 者の承認を受けて、建築計画を変更することができる。

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第 75号・建設省住街発第73号)参照

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	債務の弁済に関する計画の承認
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第117条第3項
法令番号	昭和44年法律第38号

## 【基準】

法第117条第3項の規定による。

(事業代行終了の公告等)

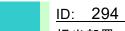
- 第117条 事業代行者は、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれがなくなつたとき、又は第101条第1項の規定による登記が完了したときは、都道府県知事にあっては事業代行終了の旨を公告し、市町村長にあってはその旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、事業代行終了の旨を公告しなければならない。
- 3 個人施行者、組合又は再開発会社は、事業代行終了の公告後遅滞なく、その財産の処分及 び債務の弁済に関する計画を作成して事業代行者であつた者の承認を求めなければならな い。

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第 75号・建設省住街発第73号)参照

標準処理期間	30日
/# <del>**</del>	

備考|

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	施行地区内の土地等の処分の承認
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第118条の3第1項
法令番号	昭和44年法律第38号

## 【基準】

法第118条の3の規定による。

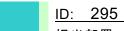
(譲受け希望の申出に係る宅地等の処分制限)

- 第118条の3 譲受け希望の申出をした者(前条第4項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の処分をするには、施行者の承認を得なければならない。
- 2 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。
- 3 前2項の規定は、土地収用法第45条の2に規定する裁決手続開始の登記があつた後における 当該登記に係る宅地については、適用しない。

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第 75号・建設省住街発第73号)参照

標準処理期間	30日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	譲受け希望の申出等の撤回の同意
法 令 名根 拠条項	都市再開発法 第118条の5第1項
法令番号	昭和44年法律第38号

#### 【基準】

法第118条の5の規定による。

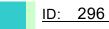
(譲受け希望の申出等の撤回)

- 第118条の5 譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者は、第118条の2第1項の期間(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者にあつては、同条第6項において準用する同条第1項の期間)が経過した後においては、施行者の同意を得た場合に限り、その譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出を撤回することができる。
- 2 施行者は、事業の遂行に重大な支障がない限り、前項の同意をしなければならない。
- 3 第118条の2第8項の規定は、譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回について準用する。
- 4 第118条の2第2項又は第3項の規定により譲受け希望の申出がされた場合における譲受け 希望の申出の撤回は、争いの当事者が共同してしなければならない。

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第 75号・建設省住街発第73号)参照

標準処理期間	30日
備考	

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--



処分の概要 │緑化率適用除外の許可①

法令名根拠条項

都市緑地法 第35条第2項第1号

法 令 番 号 昭和48年法律第72号

#### 【基準】

法第35条第2項第1号の規定による。

(緑化率)

#### 第35条

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
  - (1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を 及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)

## (5) 緑化率規制

- ① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外
  - ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途 又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられ る駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとし て認め、許可することが望ましい。
  - イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。

また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。

ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。

#### 標準処理期間

備考						
		I	1			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		年	月	日

処分の概要 緑化率適用除外の許可②

法 令 名 根拠条項

都市緑地法 第35条第2項第2号

法 令 番 号 | 昭和48年法律第72号

## 【基準】

法第35条第2項第2号の規定による。

(緑化率)

#### 第35条

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
  - (2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許 可したもの

その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)

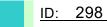
- (5) 緑化率規制
- ① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外
  - ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途 又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられ る駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとし て認め、許可することが望ましい。
  - イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑 み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において 定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況 等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2 号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものと して認め、許可することが望ましい。

また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立 地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に 基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項 に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市 準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長 は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第 2項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」もの として認め、許可すべきである。

ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外と なる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状 況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可 の条件として付することが望ましい。

#### 標準処理期間

備考						
		I	1			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		年	月	日



処分の概要 緑化率適用除外の許可③

法 令 名 根拠条項

都市緑地法 第35条第2項第3号

法 令 番 号 | 昭和48年法律第72号

#### 【基準】

法第35条第2項第3号の規定による。

(緑化率)

## 第35条

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
  - (3) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状 況によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)

- (5) 緑化率規制
- ① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外
  - ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途 又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられ る駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとし て認め、許可することが望ましい。
  - イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑 み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において 定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況 等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2 号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものと して認め、許可することが望ましい。

また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立 地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に 基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項 に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市 準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長 は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第 2項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」もの として認め、許可すべきである。

ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外と なる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状 況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可 の条件として付することが望ましい。

#### 標準処理期間

備考						
		I	1			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		年	月	日

 処分の概要
 緑化施設工事の認定

 法 令 名 根 拠 条 項
 都市緑地法 第43条第1項

 法 令 番 号
 昭和48年法律第72号

#### 【基準】

法第43条第1項の規定による。

(緑化施設の工事の認定)

第43条 第35条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は 増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の 規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下 この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定める ところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)

## ⑤ 緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定

法第43条第1項に基づく緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが出来ない場合、市区町村長が認定することにより、当該緑化施設に関する工事が完了していないことを除き建築基準関係規定に適合していると認められる場合には、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けることができることとするものである。

市区町村長が認定する場合として、例えば積雪寒冷地において厳冬期に建築物が完成する場合等気温等が原因で建築物の工事の完了の日までに緑化工事が完了できない場合などが考えられる。市区町村長が認定を行った場合、緑化施設に関する工事が完了できない事情が解消し次第、速やかに緑化施設に関する工事を完了させなければならないこととされていることを踏まえ、緑化工事が完了した際に市区町村長に通知し、その検査を受けることとすることが望ましい。

この認定に際しては、施行規則第10条により、同規則に定める申請書に付近見取り図及び配置図並びに確認済証の写しを添えて、市区町村に提出することとされているが、この場合の配置図として、以下の書面を添付させること等により円滑な運用を図ることが望ましい。

#### i 平面図

- ii 同規則第9条第1号の緑化施設を設置して壁面緑化を行う場合にあっては当該施設を整備する建築物の部分の立・断面図
- iii 緑化施設の面積の算出根拠を示す書面(求積図、面積算出表等。 i 及び ii の図面に記入することも可能)

市区町村長が認定を行った際に交付する認定書については、完了検査の申請の添付図書とされており、当該認定書をもとに建築主事等が検査を行うことから、十分かつ必要最低限の図書とすべきであることを踏まえ、市区町村長は、認定書に申請書及びその添付図書(緑化施設の面積の算出根拠を示す書面を除く。以下「認定書の様式等」という。)の写しを付すことが望ましい。また、認定書の様式等を定めるにあたっては、当該地域を所管する特定

行政庁に対し	してあらかじめ十分な時間的余	俗を持って協議す	けるとともに、	当該認定書の様	É
式等を定めた	た際には、当該地域を業務区域	とする指定確認権	食査機関による	建築完了検査の	)
実施に支障を	をきたすことがないようにする	ため、当該特定行	庁政庁が当該地	2域を業務区域と	_
する指定確認	認検査機関に対して認定書の様:	式等について情幸	服の提供を行う	ことを踏まえ、	
当該特定行政	対庁に対してその旨について通 <sup>9</sup>	中することが望ま	しい。		
1.m 24: hn 100 440 PP	00 日				
標準処理期間	30日				
備考					
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月 日	
W ~ T / I		AC中4 久久十/1日	1	/ <b>,</b> H	



処分の概要	緑地協定の認可
法 令 名根 拠条項	都市緑地法 第47条第1項
法令番号	昭和48年法律第72号

## 【基準】

法第47条第1項の規定による。

(緑地協定の認可)

- 第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。
  - (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
  - (2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。
  - (3) 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - (4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)参照

 標準処理期間
 60日

 備考



処分の概要	緑地協定の変更の認可
法 令 名根 拠条項	都市緑地法 第48条第1項
法令番号	昭和48年法律第72号

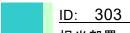
#### 【基準】

緑地協定の変更の認可のため、第47条第1項(緑地協定の認可)と同様 (緑地協定の認可)

- 第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。
  - (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
  - (2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。
  - (3) 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - (4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)参照

標準処理期間	30日
備考	



処分の概要	緑地協定の廃止の認可
法 令 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第52条第1項
法令番号	昭和48年法律第72号

## 【基準】

法第52条第1項の規定による。

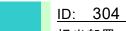
(緑地協定の廃止)

第52条 緑地協定区域内の土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、第45条第4項又は第48条第1項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)参照

**標準処理期間** 30 日

備考



処分の概要	1人緑地協定の認可
法 令 名根 拠条項	都市緑地法 第54条第2項
法令番号	昭和48年法律第72号

## 【基準】

法第54条第1項及び第2項の規定による。

(緑地協定の設定の特則)

- 第54条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第45条第1項の 政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、 地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該 土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第47条第1項各号に該当し、かつ、 当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地 協定を認可するものとする。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)参照

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月	目



処分の概要	市民緑地設置管理計画の認定
法 令 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第61条第1項
法令番号	昭和48年法律第72号

#### 【基準】

法第61条第1項の規定による。

(市民緑地設置管理計画の認定基準等)

- 第61条 市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準(当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあつては、第8号に掲げる基準を除く。)に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
  - (1) 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。
  - (2) 市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。
  - (3) 市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。
  - (4) 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして 国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - (5) 市民緑地の管理期間が、1年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。
  - (6) 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。
  - (7) 市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
  - (8) 市民緑地設置管理計画に記載された前条第2項第2号イ又は口に掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であつて第14条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしてはならない場合に該当しないこと。
  - (9) その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)参照

 標準処理期間
 30日